

# 岐阜県公報

第二千三十五号  
平成二十一年三月三十一日

(火曜日)

## 目次

### 規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県漁業近代化資金利子補給規則を廃止する規則

岐阜県中山間地域活性化資金助成規則を廃止する規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(人事課) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(中小企業課) 二二〇〇

(農業振興課) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(都市政策課) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(警務課) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(交通規制課) 二二〇〇

(行政改革課) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(廃棄物対策課) 二二〇〇

道路の区域変更  
道路の供用開始

急傾斜地崩壊危険区域の指定

養老都市計画下水道事業の変更認可

関ヶ原都市計画下水道事業の変更認可

訓令 甲

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職を充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県政策企画委員会設置規程を廃止する訓令

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

訓令

議会訓令 甲

岐阜県議会議務局職員定数規定の一部を改正する訓令

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)の公表

指定調査機関の指定

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

岐阜都市計画の図書の縦覧

(道路維持課) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(砂防課) 二二〇〇

(下水道課) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

(人事課) 二二〇〇

(同) 二二〇〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) 二二〇〇

平成二十一年三月三十一日

土地区画整理組合の事業計画変更認可  
市街地再開発組合の解散認可  
競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(街路公園課)二五〇  
(同)二五〇  
(出納管理課)二五〇

規 則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十八号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表東京事務所の項を削り、同表旅券センターの項の次に次のように加える。

県民生活相談センター  
全職員

別表飛騨振興局の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区 分	定 数
知事直轄組織(秘書課及び広報課に限る。)	三九人
知事直轄組織(危機管理課、防災課及び消防課に限る。)	四六人
総務部	三五七人
総合企画部	六三人
環境生活部	二八人
健康福祉部	六八人
商工労働部	二〇人
農政部	六三人
林政部	二三〇人
県土整備部	六二四人
都市建設部(企業会計職員を除く。)	一六四人
ぎふ清流国体推進局	四九人
出納事務局	三三人
県立看護大学	三八二人
情報科学芸術大学院大学	六八人
希望が丘学園	三二人
病 院	七一人
都市建設部(企業会計職員に限る。)	一、八六九人
計	五、九二六人
計	二、〇九八人

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県貸金業法施行細則(昭和五十八年岐阜県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「産業労働観光部中小企業課」を「商工労働部中小企業課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県漁業近代化資金利子補給規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県漁業近代化資金利子補給規則を廃止する規則

岐阜県漁業近代化資金利子補給規則(昭和五十四年岐阜県規則第八八号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県中山間地域活性化資金助成規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県中山間地域活性化資金助成規則を廃止する規則

岐阜県中山間地域活性化資金助成規則（平成三年岐阜県規則第三十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年岐阜県規則第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第一号中「並びに」を「及び」に改め、「住民票の抄本又はこれに代わる書面及び」を削る。

第三十一条第一号中「六人」の下に「以内」を加え、同条第二号中「二人」の下に「以内」を加え、同条第三号中「五人」の下に「以内」を加え、同条第四号中「二人」の下に「以内」を加える。

別表第二三三(二)の表中「〇・五メートル」を「〇・六メートル」に改める。

別記第七号様式中「取れました。」を「取りました。なお、今後は、屋外広告物関係法令を厳正に遵守します。」と改める。

別記第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第17条関係）

屋 外 広 告 業 登 録 証

住 氏 所 名

岐阜県屋外広告物条例第31条第1項の規定により下記のとおり屋外広告業者登録簿に登録したことを証します。

記

御 殿 御 邸

御 殿 御 邸

登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日

年 月 日

岐阜県知事

印

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成二十一年岐阜県条例第三十四号）

附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年四月一日とする。

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	警察官			一般職員	合計
	警視	警部	警部補及び 巡査部長		
警察本部	七	二二	五五	二八三	九三三
警察署	三七	一三五	一、二七五	一、〇〇三	二、四四九
合計	二二	二五六	一、七九〇	一、二八五	三、四四三
				四五五	三、八七七

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県公安委員会  
委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「二隊」を「一隊」に改め、「鉄道警察隊」を削る。

第九条に次の一号を加える。

七 鉄道警察隊の運用に関すること。

第十二条を削る。

第十三条中「五課」を「六課」に、「捜査第二課」を「捜査第一課」に改め、同条を

第十二条とする。

第十四条を第十三条とする。

第十五条第一号中「盗犯」を削り、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条を第十四条とする。

第十六条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(捜査第三課の所掌事務)

第十六条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 窃盗事件の捜査に関すること。
- 二 犯罪手口に関すること。
- 三 移動警察に関すること。

第三十一条中「五課」を「六課」に、「広報県民課」を「広報県民課」に改める。

第三十二条の二の次に次の一条を加える。

(取調べ監督課の所掌事務)

第三十二条の三 取調べ監督課においては、被疑者取調べの監督に関する事務をつかさどる。

第三十五条第一項中「及び警察航空隊(以下「航空隊」という。)」を「警察航空隊(以下「航空隊」という。)&及び鉄道警察隊」に改める。

第三十八条の三の次に次の一条を加える。

(公安委員会事務室長)

第三十八条の四 総務課に公安委員会事務室長を置き、警視をもつて充てる。

2 公安委員会事務室長は、命を受け、公安委員会事務室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第四十二条の二を削り、第四十二条の三を第四十二条の二とし、第四十二条の四から第四十二条の六までを一条ずつ繰り上げ、第四十二条の七の前に次の一条を加える。

(交通捜査対策官)

第四十二条の六 交通指導課に交通捜査対策官を置き、警視をもつて充てる。

2 交通捜査対策官は、命を受け、交通事故事件捜査に関する業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第四十二条の七を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(鉄道警察隊長)

第四十四条の二 鉄道警察隊に鉄道警察隊長を置き、警視をもつて充てる。

2 鉄道警察隊長は、命を受け、鉄道警察隊の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三一般国道四十一号の項中「同 市川合町二丁目字諏訪二〇〇番三地先を「下呂市金山町金山字長畑一八〇番五地先」に、「飛騨市古川町杉崎字中敷一〇四五番一地先」を「飛騨市神岡町船津字牧ヶ平二二九〇番三地先」に改め、同表一般国道二百五十七号の項に次のように加える。

恵那市長島町正家字鍋山一番一五二地先から  
同 市同 町中野字石田八番四地先まで

別表第三一般国道四百十八号の項に次のように加える。

恵那市武並町竹折字向流一七〇番一地先から  
同 市三郷町佐々良木字上平一四九九番二〇地先まで

別表第三県道多治見恵那線の項に次のように加える。

恵那市長島町永田字竹之下四八四番一地先から  
同 市同 町中野字阿弥陀外戸七六二番一地先まで

別表第三県道恵那白川線の項に次のように加える。

恵那市長島町中野字阿弥陀外戸七六一番一地先から  
同 市同 町同 字乗越二二〇四番一五〇地先まで

別表第三県道関美濃線の項に次のように加える。

関市下有知字峰形尾五五七〇番一七地先から  
美濃市松森字上巾上五五八番六地先まで

県道富加美濃線

別表第三県道下手向陶線の項の次に次のように加える。

県道美濃坂本停車場線	中津川市茄子川字上諏訪一五九八番五地先から
同 市同	字中垣外一六四三番三〇地先まで

別表第三中津川市道の項に次のように加える。

中津川市茄子川字上諏訪一五九八番五地先から	同 市千巨林字坂本一三二七番一地先まで
中津川市千巨林字坂本一三二七番一地先から	同 市同 一三二二番一地先まで
中津川市千巨林字坂本一三二二番一地先から	同 市同 字広久手一五三八番一〇地先まで
中津川市千巨林字広久手一五三八番一〇地先から	同 市同 字同 一五六七番五地先まで
中津川市千巨林字広久手一五六七番五地先から	同 市同 字上県一七〇三番一地先まで

別表第三各務原市道の項に次のように加える。

各務原市鷺沼朝日町一丁目三一五番地先から	同 市同 町一丁目三番地先まで
----------------------	-----------------

別表第三海津市道の項の次に次のように加える。

岐南町道	羽島郡岐南町三宅八丁目二二五番一地先から
同 郡同	町若宮地一丁目四〇番一地先まで

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百二十一号

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示（平成十三年

岐阜県告示第二百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

「財団法人岐阜県環境管理技術センター」を削る。

岐阜県告示第二百一十二号

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示（平成十四年岐阜県告示第二百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

「財団法人岐阜県環境管理技術センター」を削る。

岐阜県告示第二百一十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所 在 地	埋立地の区分
一三四	本巢市七五三二五七四、一五七五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」といふ。）第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地に掲げる埋立地
一三五	山巢市大字佐賀五六七 一	規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地



二 廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域	指定番号	所在地	埋立地の区分
	一五九	揖斐郡池田町小寺八〇九 一	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六〇	揖斐郡揖斐川町岡三四七 一、三四七 二	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六一	揖斐郡大野町大字相羽八七一 二、八八一、八八六 一、八八七	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六二	揖斐郡大野町大字相羽八六三 三、八六六 一、八六六 二	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六三	揖斐郡大野町大字相羽一〇六六 三	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六四	揖斐郡大野町大字相羽一〇六六 二の 一部、一〇六六 二五七の 一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六五	揖斐郡揖斐川町春日川合二一八二 一の 一部、二二八二 二の 一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六六	揖斐郡揖斐川町春日川合三三三七 一の 一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六七	揖斐郡揖斐川町小島七〇 一 一	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
	一六八	郡上市高鷲町大鷲一五六六 一八の 一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
一六九	飛騨市神岡町麻生野一 一八の 一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地	
一七〇	高山市国府町字津江二五四七 一、二七五〇 一、二七五〇 二、二七五〇 九	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地	

産 一 二	養老郡養老町大巻字ヲノ割一九四三、一九四四 一	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
産 一 三	土岐市久尻二四五九 四〇、一四六〇 一、一四六〇 四	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
産 一 四	高山市清見町牧ヶ洞字三尾一三三、二九三、五〇一、一一、一一、二二、二二、二五、二二九、二二 一、二二、二五、二五、一〇、二五 一、二二、二六、二六、九、二八、五、二八 一六	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備 考
		本巢市根尾平野字尾坂二番の 一 地先から 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先まで 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先から 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先まで 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先から 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先まで 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先から 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先まで 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先から 同 市日当字村前道上 一 番の 一 地先まで	A B C	一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇	一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇	A、B、C 及び 図面に 表示す る敷地 の区分 をいつ

一 般 道 路 号 百 五 十 七												
本 県 市 金 原 字 西 ノ 越 六 〇 九 番 地 先 从 九	同 市 同 字 同 九 番 地 先 从 六 〇	本 県 市 金 原 字 西 ノ 越 五 九 二 番 地 一 地 先 从 九	同 市 同 字 同 四 一 番 地 一 地 先 从 九	本 県 市 日 当 字 瀨 飛 道 上 九 四 六 番 地 七 地 先 从 九	同 市 同 字 同 四 三 番 地 先 从 九	本 県 市 日 当 字 村 前 道 下 一 一 八 四 番 地 先 从 九	同 市 同 字 同 一 八 六 番 地 一 地 先 从 九	本 県 市 日 当 字 前 冲 二 二 四 八 番 地 二 地 先 从 九	同 市 同 字 同 一 五 一 番 地 一 地 先 从 九	本 県 市 根 尾 平 野 字 尾 坂 二 番 地 一 地 先 从 九	同 市 同 字 同 八 番 地 二 地 先 从 九	本 県 市 根 尾 平 野 字 尾 坂 二 番 地 一 地 先 从 九
前	後 B	B	A	後 B	B	A	後 B	B	A	C	後 B	A
三・〇〇 三・〇〇	二・九〇 五・〇〇	二・九〇 五・〇〇	五・〇〇 二・六〇	五・〇〇 八・〇〇	五・〇〇 八・〇〇	九・〇〇 二・九〇	三・五〇 九・七五	三・五〇 九・七五	四・〇〇 二・〇〇	八・五〇 四・〇〇	二・四〇 四・〇〇	五・〇〇 三・三〇
八三・〇	一四・〇〇	一四・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	四一・五〇	六三・〇〇	六三・〇〇	八五・〇〇	三三・〇〇	七六・〇〇	一、七四・〇〇

岐 阜 県 告 示 第 一 百 二 十 五 号  
 道 路 法 ( 昭 和 二 十 七 年 法 律 第 百 八 十 号 ) 第 十 八 条 第 二 項 の 規 定 に よ り、 次 の 道 路 の 供  
 用 を 開 始 す る の で 告 示 す る。

同 市 同 字 同 二 番 地 四 地 先 从 五 四	本 県 市 金 原 字 西 ケ 洞 七 二 五 番 地 一 地 先 从 七 六	同 市 同 字 同 五 番 地 先 从 七 六	本 県 市 金 原 字 西 ケ 洞 七 六 五 番 地 先 从 七 六	同 市 同 字 同 四 番 三 地 先 从 七 六	本 県 市 佐 原 字 步 危 野 四 一 三 番 地 先 从 三 八 二	同 市 同 字 同 三 番 地 先 从 三 八 二	本 県 市 佐 原 字 坂 ノ 下 二 九 番 地 一 地 先 从 三 一	同 市 同 字 同 番 地 一 地 先 从 三 一
後	後 B	後 B	後 B	後 B	後 B	後 B	後 B	後 B
一・四〇 二・五〇	一・四〇 三・三〇	一・四〇 三・三〇	一・四〇 三・三〇	一・四〇 三・三〇	一・四〇 三・三〇	一・四〇 三・三〇	一・四〇 三・三〇	一・四〇 三・三〇
八・〇〇	二九・〇〇	二九・〇〇	二九・〇〇	二九・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路	路線名	区	間	延(ル)メートル長	供用開始の期日	備(決)定(区)域(又)は(示)更(年)の(告)は(日)の(か)
一般国道	二百五十六号	山県市大字高富字米野	七番一、二地先から	一三〇・〇	平成二〇・四・二	平成二〇・六・三
		同 市大字同 字同	七番一、二地先まで			

岐阜県告示第二百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路	路線名	区	間	延(ル)メートル長	供用開始の期日	備(決)定(区)域(又)は(示)更(年)の(告)は(日)の(か)
県道	善師野線 多治見線	可児市東帷子字丁字ヶ洞	三六九番一、二地先から	六六〇・二	平成二〇・三・三〇	平成二〇・三・二五
		同 市同 字登立洞	二九四番一、二地先まで			

岐阜県告示第二百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路	路線名	区	間	延(ル)メートル長	供用開始の期日	備(決)定(区)域(又)は(示)更(年)の(告)は(日)の(か)
県道	七富宗加線	加茂郡七宗町神淵字上阿羅田	一六二番三、四地先から	三六・五	平成二〇・三・三	平成二〇・一・八
		同 郡同 町同 字同	一六〇三番三、四地先まで			

岐阜県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路	路線名	区	間	延(ル)メートル長	供用開始の期日	備(決)定(区)域(又)は(示)更(年)の(告)は(日)の(か)
県道	善師野線 多治見線	可児市東帷子字丁字ヶ洞	三六九番一、二地先から	六六〇・二	平成二〇・三・三〇	平成二〇・三・二五
		同 市同 字登立洞	二九四番一、二地先まで			

県道 美濃加茂 和良線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字大 竹四八二番一地从先から 同市同町上蜂屋字万 場三六七六番二地从先まで	二二・〇	平成 二二・三・三	平成 一九・二・四
-------------------	-----------------------------------------------------------	------	--------------	--------------

岐阜県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道 萩原線	下呂市萩原町尾崎字平沢三八 〇七番三地从先から 同市同町同字同三八 七七番地先まで	延（メイト）長 ル	供用開始 の期日	備（区域）考 決（又）は 定（の）告 示（日） 年（月） 日（か）
		二二・九	平成 二二・三・三	平成 二二・三・三 平成 二〇・八・三

岐阜県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道 萩原線	下呂市萩原町山之口字カジヤ 一七九一番一地从先から 同市同町同字同 一八一四番一地从先まで	延（メイト）長 ル	供用開始 の期日	備（区域）考 決（又）は 定（の）告 示（日） 年（月） 日（か）
		二二・〇	平成 二二・三・三	平成 二〇・二・六

岐阜県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 号百五十六	高山市荘川町牛丸字中垣内字 一三二番地先から 同市同町岩瀬字高ノ野三 八番一地从先まで	延（メイト）長 ル	供用開始 の期日	備（区域）考 決（又）は 定（の）告 示（日） 年（月） 日（か）
		二二・〇	平成 二二・三・三	平成 一九・三・九 平成 二〇・六・七

岐阜県告示第二百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区	域
安食三内前	大字安食字竜巢	一一二五番一 一号
		一一二四番 二号
		一一〇九番 十七号
		一一二三番一 十八号
		一一八〇番 三号及び四号
		一一八六番 五号及び六号
		一一八八番 七号及び八号
		一一九二番一 九号
		一一九四番一 十号
		一〇七九番一 十一号
		一〇八八番一 十二号
		一〇九五番 十三号
		一一〇〇番一 十四号
		二四九番一 十五号
		五六番 十六号
安食二丁目	字三内前	二四九番一 十五号
		五六番 十六号

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により養老都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
養老町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
養老都市計画下水道事業 養老町公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成五年十二月二十一日から  
同 二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により関ヶ原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
関ヶ原町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
関ヶ原都市計画下水道事業 関ヶ原町公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成四年十二月八日から  
同 二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員服務規程（昭和三十年岐阜県訓令甲第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の二を削る。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二号

庁中一般  
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

令  
附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令

甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県国民保護協議会の項中「産業政策課長」を「商工政策課長」に改め、同表岐阜県防災会議の項中「産業政策課長」を「商工政策課長」に改め、「河川課長」の下に「砂防課長」を、「都市政策課長」の下に「ぎふ清流国体推進局総務企画課長」を、「出納管理課長」の下に「教育総務課長」を加え、同表岐阜県建設業審議会の項中「産業労働観光部長」を「商工労働部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第三号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程（昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 研修所研修 職員に職員研修所において、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養を習得させ、その執務能力の向上を図ることを目的として行う研修をいう。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第四号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県政策企画委員会設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県政策企画委員会設置規程を廃止する訓令

岐阜県政策企画委員会設置規程（平成八年岐阜県訓令甲第十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。  
別表本庁の部知事直轄組織（秘書課及び広報課に限る。）の項中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改め、同部産業労働観光部の項中「産業労働観光部」を「商工労働部」に、「産業労働観光部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号二を削り、同条第二号イ中「及び都市建設部」を「都市建設部及びぎふ清流国体推進局」に改め、同号ロ中「公安委員会」を「教育委員会、人事委員会、公安委員会」に改め、同条第三号イ中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、「ぎふ清流国体推進局」を削り、同号ロ中「教育委員会」を削り、「選挙管理委員会」の下に「監査委員」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

議会訓令甲

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会議長 玉 田 和 浩

岐阜県議会議務局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県議会議長 玉 田 和 浩

岐阜県議会議務局職員定数規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会議務局職員定数規程（昭和三十四年岐阜県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

「二十六人」を「二十四人」に、「三〇人」を「二十八人」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会議長 玉 田 和 浩

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県議会議長 玉 田 和 浩

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会議務局処務規程（昭和三十七年岐阜県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務課の項第六号中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「あてる」を「充てる」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

公 示

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七條第一項の規定により岐阜県特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）を定めたので、同条第七項において準用する同法第四條第四項の規定により公表する。

なお、計画書は岐阜県環境生活部地球環境課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定調査機関の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五條の三十第二項の規定により指定調査機関の指定をしたので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七條の四第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定調査機関の名称	所在地	調査事務の所在地	指 定 日
特定非営利活動法人中部社会福祉第三者評価センター	愛知県名古屋市中区鶴舞三丁目八番一〇号	（主）愛知県名古屋市中区和鶴舞三丁目八番一〇号 （従）岐阜県関市市平賀大知洞五六六	平成 三・三・一八
特定非営利活動法人ぎふ住民福祉研究会	岐阜県羽島市竹鼻町狐穴七一九番地一	岐阜県羽島市竹鼻町狐穴七一九番地一	平成 三・三・一八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月三十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ鞆店

岐阜市鞆七丁目七四番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ユーストア鞆店

(変更後) ピアゴ鞆店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月三十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

安田殖産株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ浅草店

大垣市浅草四丁目六五番二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ユーストア浅草店

(変更後) ピアゴ浅草店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月三十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ恵那店

恵那市長島町正家二丁目二番十七 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ジョイマートユニー恵那店

(変更後) ピアゴ恵那店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月三十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ瑞浪店

瑞浪市薬師町二丁目七二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ユニー瑞浪店

(変更後) ピアゴ瑞浪店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月三十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ各務原店

各務原市那加桜町二丁目七二番の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ジョイマートユニー各務原店

(変更後) ピアゴ各務原店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月三十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社  
有限会社タクミ

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ可児店

可児市中恵土字溝向二二五番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ユニー可児店  
(変更後) ピアゴ可児店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月三十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社キャブション

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ穂積店

瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ユーストア穂積店  
(変更後) ピアゴ穂積店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月三十一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社 富士屋

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ川辺店

加茂郡川辺町西板井字東小島三七一番地 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ユーストア川辺店  
(変更後) ピアゴ川辺店

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十一年二月二十三日	田中工務店	田中久夫	飛騨市神岡町西一四四八	般十九二〇五六	建築一式及び大工工事業
平成二十一年二月二十四日	株式会社加藤物産	代表取締役 加藤一哉	岐阜市鏡島精華一丁目三番一七号	般十七一七七四	土木一式及びとび・土工・コンクリート工事業
平成二十一年二月二十四日	有限会社久保建設	代表取締役 久保雄一	高山市上宝町本郷二六八四番地	般十九三九九	土木一式、とび・土工・コンクリート、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、造園及び水道施設工事業
平成二十一年二月二十四日	有限会社五十二工務店	代表取締役 後藤和臣	岐阜市北一色九丁目七番一五号	般十五一〇一三三七	土木一式、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十一年二月二十五日	有限会社立川組	代表取締役 立川利久	揖斐郡揖斐川町春日六合一八〇八番地	般二十一〇五三九	建築一式工事業
平成二十一年二月二十五日	栄建築	清水重寛	飛騨市古川町下気多八五四番地	般十八七七三二	建築一式工事業

平成二十一年三月十一日	丸登建設株式会社	代表取締役 安江昭久	加茂郡東白川村神土二六六七一	般十七二三三三	管工事業
平成二十一年三月十日	伊藤商事株式会社	取締役 長市川實	養老郡養老町飯田一三三八番地	般十八〇〇五	造園工事業
平成二十一年三月九日	長谷川建具店	長谷川益満	恵那市長島町中野一六一一六	般十七三九一	建具工事業
平成二十一年三月五日	株式会社蜘蛛手製材所	代表取締役 倉林雅人	高山市片野町三丁目五五番地	般・特十九二七七九	土木一式、管、水道施設及び消防施設工事業
平成二十一年三月四日	中部プラント株式会社	代表取締役 岡田匡生	可児郡御嵩町前沢四五二番地の六	般十九四二二	機械器具設置工事業
平成二十一年三月四日	株式会社佐藤工務店	代表取締役 佐藤守重	北町二丁目二三番地	般十八二五五〇	造園工事業
平成二十一年三月三日	株式会社岩佐鐵工所	代表取締役 砂田信博	高山市昭和町三丁目八三番地	般十八二二八	消防施設工事業
平成二十一年三月三日	株式会社キノテック	代表取締役 桐山惠美子	大垣市小泉町一八二番地	般十九二〇〇七二六	土木一式工事業
平成二十一年三月三日	中央工業有限公司	代表取締役 中村穰	大垣市八島町六〇二	般十七一六九五九	とび・土工・コンクリート工事業
平成二十一年三月三日	株式会社藤工	代表取締役 後藤正広	中津川市茄子川九九七番地の四九	般十七一三七九五	土木一式、とび・土工・コンクリート及びほ装工事業
平成二十一年二月二十七日	エムアセツト株式会社	代表取締役 田口隆平	高山市千島町六二七番地	特十七一〇〇七六九	建築一式工事業

平成二十一年三月十一日	有限会社 山正環境 代表取締役 山田 三矢子	恵那市東野二二〇〇番地の九	般十五 七 〇〇二六六	土木一式及び管工 事業
-------------	------------------------	---------------	-------------	-------------

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画第一種市街地再開発事業

岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画土地区画整理事業

岐阜駅北口土地区画整理事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画高度利用地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

土地区画整理組合の事業計画変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 組合の名称

犀川堤外地土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十八年十二月六日から

平成二十一年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

瑞穂市宮田三〇〇番地二（瑞穂市役所兼南庁舎内）

五 設立認可の年月日

昭和五十八年十一月二十九日

六 変更の内容

事業施行期間

昭和五十八年十二月六日から

平成二十三年三月三十一日まで

七 変更認可の年月日

平成二十一年三月三十一日

市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、平成二十一年三月三十一日岐阜駅西地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六百六十七條の五第二項（同令第六百六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

1 電子計算機器類

2 医療用機器類

3 通信機器類

4 一般・産業用機器類

5 自動車類

6 被服類

7 燃料

8 電力

9 医薬品・医療用品類

10 事務用品類

11 建設工事

12 電気通信サービス

13 電子計算機サービス及び関連のサービス

14 出版及び印刷のサービス

15 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

16 その他

二 資格

地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への登録

名簿への登録を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を提出して次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百一条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による審査を受けていること。

7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。

8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。

9 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。

10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(3)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

- (1) 林業技士
  - 林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により社団法人日本森林技術協会が認定した者
  - 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）
  - 林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、  
林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、  
林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官  
通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付  
け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定  
した者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。  
名簿への登録は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしてい  
ると認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたとき  
になされます。

なお、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント  
に係る名簿については平成二十二年三月三十一日、森林整備業務の請負に係る名簿  
及び製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十三年三月三十  
一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同  
時に改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等  
級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に  
従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予 定 価 格	等 級 区 分
五千万円以上	A
二千五百万円以上五千万円未満	B
二千五百万円未満	C

2 建築一式工事

予 定 価 格	等 級 区 分
一億円以上	A
五千万円以上一億円未満	B
五千万円未満	C

3 電気工事

予 定 価 格	等 級 区 分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

4 管工事

予 定 価 格	等 級 区 分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

六 資格に関する事務を担当する課

資格に関する事務を担当する課は、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設  
計等の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県土木整備部建設政策課建設業担当  
電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県林政部治山課治山担当

電話番号 〇五八 二七二 八四九六

3 製造の請負、物件の買入れその他

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県出納事務局出納管理課用度担当

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

平成二十一年三月三十一日印刷  
平成二十一年三月三十一日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))